

上尾市消防本部訓令第 1 号

消 防 本 部
消防署（分署を含む。）

上尾市消防本部等行政文書管理規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

上尾市消防長 中 山 一 之

上尾市消防本部等行政文書管理規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、上尾市公文書管理条例（令和 6 年上尾市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 1 0 条第 1 項の規定により、本市の消防本部及び消防署（分署を含む。）における行政文書（条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（文書の記号）

第 2 条 文書の記号は、「上消」及び別表に定める記号とする。

（行政文書の管理）

第 3 条 行政文書の管理については、この規程に定めるもののほか、上尾市行政文書管理規程（令和 6 年上尾市訓令第 5 号）の例による。

（雑則）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（上尾市消防本部等文書取扱規程の廃止）

2 上尾市消防本部等文書取扱規程（平成 1 4 年上尾市消防本部訓令第 5 号）は、廃止する。

別表（第 2 条関係）

課署名	記号
消防総務課	総

予防課	予
警防課	警
指令課	指
東消防署管理課	管
東消防署消防第一課	東署
東消防署消防第二課	
東消防署原市分署	原市
東消防署上平分署	上平
東消防署伊奈分署	伊奈
西消防署消防第一課	西署
西消防署消防第二課	
西消防署大谷分署	大谷
西消防署平方分署	平方